

(10) 朝鮮人及台湾人内地移籍法律関係

REEL No. A-0503

0394

アジア歴史資料センター

局長用



内地朝鮮間戸籍ノ移動ニ關スル法律立案要領

(昭和十一年十月一日)

一、目的

現在共通法第三條ニ依リ婚姻、親子、縁組、養子、入籍等ニ因リ内鮮間家ノ出入可能ナルモ更ニ轉籍、分家、一家創立等ニ因リ内鮮間戸籍ノ移動ヲ可能ナラシメ主トシテ皇民化ノ程度ノ高ク且犯罪、愚癡ノ遺傳病等無キ朝鮮人ヲシテ内地ニ本籍ヲ有セシメ之ニ依リ内鮮區別ノ標準ヲ撤廢シ以テ内鮮一體ノ理念ヲ具現スルヲ以テ目的トス

二、立法形式

(1) 戸籍法ヲ勅令ニ施行スル形式ニ依ラザルコト

親族相續ノ實體ニ關シ内鮮法規ヲ異ニスル現在ニ於テ戸籍法ヲ朝

鮮ニ施行スルコトハ別紙記載ノ如ク種々ノ障礙ヲ豫想セララルヲ以テ不可ナリ

(2) 共通法第三條ノ形式ヲ以テスルハ妥當ナラズ

共通法所定ノ地域ニハ臺灣ノ外、朝鮮、南洋群島ヲモ包含スルヲ以テ内鮮間ノミノ戸籍ノ移動ニ關スル規定ヲ共通法改正ニ依リ設クルコトハ當ヲ得ザルノミカラス其ノ規定モ詳細ニ互リ且其ノ數モ相當多數ニ遺スベキコトガ豫想セララルヲ以テ共通法中ニ之ヲ總括ムコトハ妥當ナラズ

(3) 法律ノ形式ヲ以テスルコト

内鮮間ニ互ル身分及戸籍ニ關スル事項ヲ規定セララルヲ以テ制令ヲ以テスルコトハ不可能ニシテ法律ノ形式ヲ以テ制定スルコトヲ

要ス

法律ノ形式ヲ以テスルトセハ共通法ノ特例ト認メラルベキ單行法律ヲ制定スルヲ可トス

(4) 法律ニ於テ重要ナル部分^{基本的}ノミヲ規定シ他ハ勅令ニ委任スル形式ニ依ルコトハ不可

法律ニハ極メテ基本的抽象的ナル事項ノミヲ表示シ他ハ勅令ニ委任スル形式ヲ採ルコトハ立法ノ體裁トシテハ適當ナリト屬料セラレ、然レ共法律ノ形式ヲ簡單ニシ他ノ大部分ヲ勅令ニ委任スル形式ヲ採ルトキハ時ノ政府ノ方針ニ依リ極メテ容易ニ之ヲ改廢シ得ベキコトトナリ勅令ノ意旨ヲ反映スルコト無クシテ改廢セララル場合ヲモ生スヘキヲ以テ不可ナリ

(5) 規定上成可ク内地人及朝鮮人ヲ包括シテ制定スルコト

朝鮮人ノミニ付規定ヲ設クルトキハ、然レ共諸權ノ嚴重ナル條件ヲ附スルトキハ却テ内地區別ヲ法文ノ上ニ明カニ意識セシムルコトニ隨着シ立法技術上拙劣ト認メララルヲ以テ成可ク内地人ヲ包括シタル規定ヲ設ケ法文上一見シテ其ノ差異ヲ判断スルニ困難ナラシムルガ如ク規定スルヲ可トス

ニ適用ヲ受クル者ノ範圍

(1) 内地居住朝鮮人中皇民化ノ相當高度ニ達シタル者(相當ノ條件ヲ具備セル者)ノミニ付適用スルコト(第一條)

(2) 居住場所ノ如何ヲ問ハズ朝鮮人中皇民化ノ相當高度ニ達シタル者(相當ノ條件ヲ具備セル者)ノミニ付適用スルコト(第二條)

レ (8)内地人及朝鮮人(相當ノ條件ヲ具備セル者)ニ付適用スルコト(三案)

三適用ヲ受クル者ノ範圍ノ廣狭ノ可否

併合以來三十有餘年ニシテ朝鮮人ノ皇民化ノ進歩見ルベキモノアリト雖モ全體的ニ互リ公平ニ之ヲ觀察スレバ未ダ内地人ニ比シ著シキ昇降アルハ疑ハレザルトコロニシテ現在然モ戰時下戶籍上ニ存スル内縁區別ノ標準ヲ全面的ニ撤去センカ朝鮮及内地ニ於ケル統治上一大混亂紛糾ヲ來スベキハ火ヲ暗ルヨリ際カナリトス從テ其ノ影響スルトコロノ大ナルニ鑑ミ其ノ適用ヲ受クベキ朝鮮人ノ範圍ハ成可ク少範圍ニ限定スルヲ可トス之ガ爲ニハ實ニ皇民化シタリヤ否ヤヲ判定スベキ相當程度段重ナル條件ヲ附シ之ニ合致スル者ニ付テノミ

戶籍ニ關スル移動ヲ認容スルヲ可トス

戸籍ノ移動ヲ認ムル對象ノ範圍

(1)個人ヲ單位トシテ其ノ範圍ヲ定ムルコト(個別主義)

國籍法中歸化ノ許可ヲ爲ス場合ノ例ニ徴ヒ個人々々ニ付條件ヲ具備セルヤ否ヤヲ審査シ戸籍ノ移動ノ許可ヲ決スルコト

許可後ノ家ノ構成其ノ他ニ付困難ナル問題アリ且戸主又ハ家族ノ一部ニ付テノミ戸籍ノ移動ヲ許容スルトセバ家族制度ヲ破壊スルコトニ歸着スルヲ以テ不可ナリトス

(2)家ヲ單位トシテ其ノ範圍ヲ定ムルコト(團體主義)

戸主ニ付條件ヲ具備スルヤ否ヤヲ審査シ條件ヲ具備スルトキハ戸主及現存ノ家族全部ニ付戸籍ノ移動ヲ許可スルコト

戸籍ノ移動ヲ認ムル範圍廣キニ失シ適當ナラズ

(5) 戸主、其ノ直系尊屬、妻及直系卑屬ヲ單位トシテ其ノ範圍ヲ定ムルコト（副張國主義）

戸主、其ノ直系尊屬、妻、及直系卑屬ニ付條件ヲ具備スルヤ否ヤヲ審査シ其ノ範圍ニ於テノミ戸籍ノ移動ノ許可ヲ決スルコト

當該家ニ屬スル其ノ他ノ家族ニ付テハ特別ノ事情アル場合ニ限り戸籍ノ移動ヲ許可スルコト

其ノ他ノ家族ニ付戸籍ノ移動ヲ許可セラレザル場合ハ分家又ハ一家創立ヲ爲サシムルコト

五條件

(一) 内地居住ノ朝鮮人ニ對シ戸籍ノ移動ヲ認容スル場合ノ條件

(1) 内地ニ 年間引續キ住所ヲ有スルコト

(2) 戸主ガ獨立ノ生計ヲ営ムコト

(3) 戸主ガ滿 年ニ達シタルコト

(4) 戸主及家族ガ國語ヲ常用スルコト

(5) 罪ヲ犯シ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ一定期間戸籍ノ移動ヲ認容セザルコト

(6) 惡疾ノ遺傳病ヲ有スル者ヲ除外スルコト

(7) 内地ニ於テ義務教育ノ全課程ヲ修了シタル者ニ付テハ條件ヲ緩和スルコト

歸化ノ條件ヨリ嚴重ナル條件ヲ設クルコトハ適當ナラズ

(二) 一般朝鮮人ニ對シ戸籍ノ移動ヲ認容スル場合ノ條件

(1) 軍務ニ服シタル者及其ノ遺家族

(2) 國民徵用ニ服シタル者

(3) 國家ニ特別ノ功勞アリタル者（日韓併合ノ志士等）及其ノ家族

(4) 國境警備其ノ他公務遂行ニ際リ殉職シタル者ノ家族

(5) 罪ヲ犯シ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ一定期間戶籍ノ移動

ヲ認容セザルコト

(6) 惡疾ノ遺傳病ヲ有スル者ヲ除外スルコト

(三) 血統ニ關スル條件ノ緩和左ノ場合ニハ條件ヲ緩和スル規定ヲ設ク

ルコト

(1) 父母ノ一方ガ内地人ナルカ又ハ内地人ナリシトキ

(2) 戶主ノ配偶者ガ内地人ナリシトキ

六戶籍ノ移動ヲ廣範圍ニ及ボサシメザル爲ノ制限

親族入籍其ノ他ヲ無制限ニ許容スルトキハ戶籍ノ移動極メテ廣範圍

ニ互リ弊害アルヲ以テ之ヲ適當ニ制限スベキ規定ヲ設クル必要アリ

(1) 親族入籍ヲ適當ニ制限スル規定ヲ設クルコト

(2) 其ノ他ノ脫法行爲ト認メラルモノヲ制限スル規定ヲ設クルコト

七所轄官廳及處分形式

親族相續及戶籍ニ關スル事務ナルヲ以テ裁判所（内地ニ於テハ區裁

判所朝鮮ニ於テハ地方法院及同支廳）ノ所管トシ且許可ノ裁判ニ關

ラシムルヲ相當トス（蓋シ歸化ノ場合ノ如ク條件簡單ナラザルヲ以

テ行政官廳ヲシテ取扱ハシメ其ノ許可處分ニ關ラシムルコトハ相當

ナラズ）

現在無難者ハ裁判所ノ許可ニ依ラシムルヲ以テ之ト同様ナル
性質ヲ有スル戸籍ニ關スル移動ハ裁判所ノ所管トシ其ク許可ニ依ラ
シムルヲ以テ最モ當ヲ得タルモノト認メザルベカラズ

不許可ノ裁判ニ對シテハ不服ヲ申立タルコトヲ得ヌトスルコト
許可ノ裁判ニ對シテモ檢察相當ナラヌト思料スルトキハ抗告ヲ爲ス
コトヲ得ルモノトスルコト

裁判ハ居住地又ハ本籍地ノ裁判所ノ所管トスルコト（此ノ點内地移
籍ノ裁判所ノ權限ニ付困難ナル問題アリ）

ハ戸籍上ノ移動形式
分家一筆創立又ハ轉籍ノ形式ニ依リ他ノ地籍ニ戸籍ヲ設ケ又ハ移籍
セシムルコト

此ノ場合從來屬シタル家ノ戸籍ヨリ除籍セシムルコト

戸主ガ從來屬シタル家ヨリ除籍セラルルトキハ其ノ家ハ絶家シタル
モノトシテ取扱フコト
保存シタル家族アルトキハ分家又ハ一家創立ヲ爲サシムルコト



(昭和一九二〇年朝鮮總督府法務局長章印)

内地朝鮮間ノ轉籍等ニ關スル法律假案

- 第一條 本法ニ於テ地域ノ者ハ本法ノ規定ニ依リ他ノ地域ニ轉籍又ハ分家ヲ爲スコトヲ得但シ共通法第三條第二項ノ適用ヲ妨ゲズ
- 第二條 戸主ノ直系尊屬並ニ其ノ配偶者、戸主ノ配偶者、戸主ノ直系尊屬並ニ其ノ配偶者及以上ノ者ノ親權ニ服スル者ヲ除ク其ノ他ノ家族ハ戸主ノ轉籍ニ從フコトナシ但シ特別ノ事情アル場合ニ於テ戸主ノ申請ニ依リ裁判所ノ許可ヲ受ケタル者ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第三條 前項ノ規定ニ依リ他ノ地域ノ籍ヲ取得セザル家族ハ一家ヲ創立スルコトヲ得
- 第四條 左ノ條件ヲ具備スルコトキハ戸主ノ住所ヲ管轄スル裁判所ノ許可ヲ得テ轉籍スルコトヲ得
 - 一 戸主及戸主ニ從ヒ轉籍スベキ家族ガ引續キ三年以上引續キ居ルコト
 - 二 戸主又ハ戸主ニ從ヒ轉籍スベキ同居ノ家族ガ現ニ一戸ヲ構ヘテ獨立ノ生計ヲ営ム者ナルコト
 - 三 戸主ガ成年者ナルコト
 - 四 戸主及其ノ家族ガ國語ヲ常用スルコト

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル一ノ地域ノ戸主ハ其ノ住所ヲ管轄スル裁判所ノ許可ヲ得テ他ノ地域ニ轉籍スルコトヲ得

- 一 祖父、祖母、父若ハ母ガ他ノ地域ノ者又ハ者ナリシトキ
- 二 配偶者ガ他ノ地域ノ者ナリシトキ
- 三 養子ガ他ノ地域ノ者ナリシトキ

第六條 戸主又ハ戸主ニ從ヒ轉籍スベキ家族ガ二年以上軍務ニ服シタルトキ又ハ三年以上誠實ニ國家總動員業務若ハ之ニ準ズベキ業務ニ従事シタルトキハ戸主ハ服役者又ハ従業者ノ住所ヲ管轄スル裁判所ノ許可ヲ得テ他ノ地域ニ轉籍スルコトヲ得

轉籍ヲ許サザル裁判アリタルトキハ同一ノ事由ニ因ル轉籍許可ノ申請ヲ爲スコトヲ得ス

第七條 戸主ノ住所地ノ都市町村長府尹郡守ハ特別ノ事情アルトキハ轉籍ノ推薦ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ裁判所ガ轉籍ヲ許スベキ事情アリト認ムルトキハ前四條ノ規定ニ拘ラズ轉籍ノ申請ヲ許可スルコトヲ得

第八條 第五條ノ規定ハ分家ニ之ヲ準用ス但シ戸主トアルハ分家ニ因リテ戸主ト爲ルベキ者トス

第九條 本法ノ規定ニ依リムノ地域ヨリ他ノ地域ニ轉籍又ハ分家シタル者ノ親族ニシテ一ノ地域ニ在ル者ハ特別ノ事情アルトキハ其ノ住所又ハ居所ヲ管轄スル裁判所ノ許可ヲ得テ轉籍又ハ分家シタル者ノ家ニ入ルコトヲ得

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ他ノ地域ニ轉籍スルコトヲ得ス

- 一 戸主又ハ其ノ家族ガ起訴セラレ刑事事件裁判所ニ控訴セルトキ
- 二 戸主又ハ其ノ家族ガ禁錮以上ノ刑ノ言渡ヲ受ケ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除アリタル日ヨリ五年ヲ経過セザルトキ
- 三 戸主又ハ其ノ家族ガ國民優生法第三條第二項第一號乃至第五號

ノ一ニ該當スル疾患ニ罹レルトキ又ハ醫學的經驗上同一ノ疾患ニ
罹ル疾候ニ若シキトキ

第十一條 前條ノ規定ハ分家及第九條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十二條 本法中裁判所トアルハ内地ニ在リテハ區裁判所トシ朝鮮ニ

在リテハ地方法院又ハ地方法院支院トス

裁判及其ノ手續ハ非訟事件手續法又ハ朝鮮民事令ニ於テ依ルコトヲ

定メタル同法律ニ依ル但シ裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得

ス

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

國籍法第二十條ノ規定ハ當分ノ間本法ノ規定ニ依リ内地ノ地ヲ取得シ

タル者ニ對シテハ之ヲ適用セズ



大日本帝國政府

(昭和一九〇一)朝鮮總督府法務局民事課印)

内地朝鮮間ノ轉籍等ニ關スル法律假案

- 第一條 本法ニ於テ地域ト稱スルハ内地又ハ朝鮮ヲ謂フ
- 第二條 一ノ地域ノ者ハ本法ノ規定ニ依リ他ノ地域ニ轉籍又ハ分家ヲ爲スコトヲ得但シ共通法第三條第二項ノ適用ヲ妨ゲズ
- 第三條 戸主ノ直系尊屬竝ニ其ノ配偶者、戸主ノ配偶者、戸主ノ直系卑屬竝ニ其ノ配偶者及以上ノ者ノ親權ニ服スル者ヲ除ク其ノ他ノ家族ハ戸主ノ轉籍ニ從フコトナシ但シ特別ノ事情アル場合ニ於テ戸主ノ申請ニ由リ裁判所ノ許可ヲ受ケタル者ハ此ノ限ニ在ラズ
- 前項ノ規定ニ依リ他ノ地域ノ籍ヲ取得セザル家族ハ一家ヲ創立ス
- 第四條 左ノ條件ヲ具備スルトキハ戸主ノ住所ヲ管轄スル裁判所ノ許可ヲ得テ轉籍スルコトヲ得
 - 一 戸主及戸主ニ從ヒ轉籍スベキ家族ガ引續キ三年以上轉籍セ

大日本帝國政府

- 一 戸主及戸主ニ從ヒ轉籍スベキ同居ノ家族ガ現ニ一戸ヲ構ヘテ獨立ノ生計ヲ營ム者ナルコト
- 二 戸主ガ成年者ナルコト
- 三 戸主及其ノ家族ガ國語ヲ常用スルコト
- 第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル一ノ地域ノ戸主ハ其ノ住所ヲ管轄スル裁判所ノ許可ヲ得テ他ノ地域ニ轉籍スルコトヲ得
 - 一 祖父、祖母、父若ハ母ガ他ノ地域ノ者又ハ者ナリシトキ
 - 二 配偶者ガ他ノ地域ノ者ナリシトキ
 - 三 養子ガ他ノ地域ノ者ナリシトキ
- 第六條 戸主又ハ戸主ニ從ヒ轉籍スベキ家族ガ二年以上軍務ニ服シタルトキ又ハ三年以上誠實ニ國家總動員業務若ハ之ニ準スベキ業務ニ従事シタルトキハ戸主、服役者又ハ從業者ノ住所ヲ管轄スル裁判所ノ許可ヲ得テ他ノ地域ニ轉籍スルコトヲ得
- 轉籍ヲ許ササル裁判アリタルトキハ同一ノ事由ニ因ル轉籍許可

大日本帝國政府

ノ申請ヲ爲スコトヲ得ズ

第七條 戸主ノ住所地ノ都市町村長府尹郡守ハ特別ノ事情アルトキハ轉籍ノ推薦ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ裁判所ガ轉籍ヲ許スベキ事情アリト認ムルトキハ前四條ノ規定ニ拘ラス轉籍ノ申請ヲ許可スルコトヲ得

第八條 前五條ノ規定ハ分家ニ之ヲ準用ス但シ戸主トアルハ分家ニ因リテ戸主ト爲ルベキ者トス

第九條 本法ノ規定ニ依リ一ノ地域ニ轉籍又ハ分家シタル者ノ親族ニシテ一ノ地域ニ在ル者ハ特別ノ事情アルトキハ其ノ住所又ハ居所ヲ管轄スル裁判所ノ許可ヲ得テ轉籍又ハ分家シタル者ノ家ニ入ルコトヲ得

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ他ノ地域ニ轉籍スルコトヲ得ズ

一 戸主又ハ其ノ家族ガ起訴セラレ刑事事件裁判所ニ繫屬セルトキ

大日本帝國政府

二 戸主又ハ其ノ家族ガ禁錮以上ノ刑ノ言渡ヲ受ケ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除アリタル日ヨリ五年ヲ經過セザルトキ

三 戸主又ハ其ノ家族ガ國民優生法第三條第一項第一號乃至第五號ノ一ニ該當スル疾患ニ罹レルトキ又ハ醫學的經濟上同一ノ疾患ニ罹ル處特ニ著シキトキ

第十一條 前條ノ規定ハ分家及第九條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十二條 本法中裁判所トアルハ内地ニ在リテハ區裁判所トシ朝鮮ニ在リテハ地方法院又ハ地方法院支廳トス

裁判及其ノ手續ハ非訟事件手續法又ハ朝鮮民事令ニ於テ依ルコトヲ定メタル同法律ニ依ル但シ裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ズ

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

國籍法第二十條ノ規定ハ當分ノ間本法ノ規定ニ依リ内地ノ籍ヲ取得シタル者ニ對シテハ之ヲ適用セス

秘

(昭和一九、二〇、二一日民事課印)

大日本帝國政府

内地朝鮮間ノ轉籍等ニ關スル法律案

第一條 本法ニ於テ地域ト稱スルハ戶籍法施行地域タル内地及朝鮮民事令中戶籍ニ關スル規定ノ施行地域タル朝鮮ヲ謂フ

第二條 一ノ地域ニ本籍ヲ有スル者ハ本法ノ規定ニ依リ他ノ地域ニ轉籍又ハ分家ヲ爲スコトヲ得但シ共通法第三條第二項ニ該當スル者ハ此ノ限ニ非ズ

第三條 轉籍又ハ分家ニ因リ一ノ地域ノ家ヨリ他ノ地域ノ家ニ入ルコトヲ得ル者ハ戶主、直系尊屬、戶主ノ配偶者、直系卑屬及其ノ配偶者ニ限リ其ノ他ノ親族ヲ隨伴スルコトヲ得ズ但シ特ニ裁判所ノ許可ヲ受ケタル者ハ此ノ限ニ非ズ

前項ノ規定ニ依リ他ノ地域ノ家ニ入ルコト能ハザル者ハ從前ノ地

大日本帝國政府

域ニ於テ一家ヲ創立ス

第四條 本法ノ規定ニ依リ轉籍又ハ分家ヲ爲サントスル者ハ本籍地又ハ住所地ヲ管轄スル裁判所ノ許可ヲ受ケルコトヲ要ス

不許可ノ裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ズ

前項ノ裁判ニ付テハ非訟事件手續法ノ規定ヲ準用ス

第五條 轉籍又ハ分家ニ因リ一ノ地域ノ家ヨリ他ノ地域ノ家ニ入ル者ハ左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

一 戶主及家族引續キ三年以上止轉籍又ハ分家セシトスル地域ニ住所ヲ有スルコト

二 戶主ガ現ニ轉籍又ハ分家セシトスル地域ニ於テ一戶ヲ構ヘ

三 戶主ガ滿立津歲以止ナルコト

四 戶主及家族ガ國語ヲ常用スルモノナルコト

大日本帝國政府

第六條 戸主又ハ其ノ法定ノ推定家督相續人ガ左ノ場合ニ該當スル者ナルトキハ前條ニ定メタル條件ヲ具備セザルトキト雖モ轉籍又ハ分家ヲ爲スコトヲ得但シ裁判所ハ其ノ裁判ヲ爲ス前轉籍又ハ分家地ニ本籍ヲ有スル者ノ陳述ヲ聽キ檢事ノ意見ヲ求ムベシ

一 父又ハ母ガ轉籍又ハ分家ヲ爲サントスル地域ニ於テ出生シ

二 現ニ其ノ地域ニ本籍ヲ有シ又ハ有シタルトキ

三 左ノ配偶者ガ轉籍又ハ分家ヲ爲サントスル地域ニ於テ出生シ現ニ其ノ地域ニ本籍ヲ有シ又ハ有シタルトキ

四 轉籍又ハ分家ヲ爲サントスル地域ニ於テ六年間引續キ國民學校ニ在學シ初等科ヲ修了シタル者ナルトキ

五 轉籍又ハ分家ヲ爲サントスル地域ニ特別ノ緣故ヲ有スル者

第七條 左ノ場合ニ於テハ前條ノ規定ニ拘ラズ本籍地ヲ管轄スル

大日本帝國政府

裁判所ノ許可ヲ得テ他ノ地域ニ轉籍スルコトヲ得

一 二年以上軍務ニ服シタル者

二 三年以上誠實ニ國家總動員業務又ハ之ニ準ズル業務ニ服シタル者

三 三年以上誠實ニ官公吏ノ職ニ在リタル者

四 國家ニ特別ノ功勞アリタル者

第八條 轉籍又ハ分家ニ因ルノ外一ノ地域ノ法令ニ依リ其ノ地家ニ入ル者ハ入ルベキ家ノ本籍地ヲ管轄スル裁判所ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

裁判所ハ婚姻ハ不當ノ目的ニ因ラザル養子縁組ノ外正當ナル事由アルニ非ザレバ許可シ裁判ヲ爲スコトヲ得

第九條 戸主又ハ隨伴入籍スベキ家族ニシテ左ニ該當スル者アル場合ハ他ノ地域ニ轉籍又ハ分家ヲ爲スコトヲ得

大日本帝國政府

轉籍又ハ分家ニ因リシテ一ノ地域ノ法令ニ依リ其ノ地域ノ家ニ
 入ル場亦同ジニ因リシテ一ノ地域ノ法令ニ依リ其ノ地域ノ家ニ
 一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リタルトキヨリ五年
 二 治安維持法ニ依リ豫防拘禁ニ付セラレ期間滿了後五年ヲ經
 三 過セザル者
 四 遺傳性惡疾ヲ有スル者
 五 思想犯保護觀察法ニ依リ現ニ保護觀察ニ付セラレ居ル者
 第十條 婚姻又ハ養子縁組ニ因リ一ノ地域ノ家ヨリ他ノ地域ノ家ニ
 入リタル者ハ離婚又ハ縁組ニ因リ入籍前ノ地域ノ家ニ復籍ス復籍
 スベキ家ナキトキハ入籍前本籍ヲ有シタル地ニ於テ一家ヲ創立ス
 第十一條 本法ノ規定ニ依ル轉籍、分家又ハ入籍ノ許可ハ許可ノ日
 ヨリ三十日以内ニ裁判ノ附本ヲ添附シテ轉籍地、分家地又ハ入籍地

大日本帝國政府

ニ其ノ届出ヲ爲スニ非ザレバ許可ノ效力ヲ失フ
 附 則
 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 第十條ノ規定ハ本法施行前婚姻又ハ養子縁組ニ因リ一ノ地域ノ家ヨ
 リ他ノ地域ノ家ニ入リタル者ノ離婚、縁組ニ適用ス

地方
の
あり

朝鮮人及臺灣人ノ移籍ニ關スル諸問題（昭一九一六—一九一七）
 移籍ヲ單ニ戶籍ニ關スル手續上ノ問題ト考ヘルガ又ハ皇民化ノ
 徹底セル朝鮮人及臺灣人ニ對スル戶籍上ノ處遇ト考ヘルガ其ノ
 根本觀念ヲ明瞭ナラシムルコトヲ第一義トス
 一、前者トスレバ各法域間ニ於ケル轉籍ノ如ク、内地人、朝鮮
 人及臺灣人相互間ニ於テ寧ロ自由ニ戶籍ノ移轉ヲ認ムルヲ
 適當トシ、純粹ニ戶籍上ノ問題ニシテ司法事務トシテ司法
 省ニ於テ所掌スルヲ至當トスベシ（此ノ考ヘ方ハ身分法上
 ノ法律制度ガ内地、朝鮮及臺灣間ニ於テ夫々異ル現狀ニ於
 テハ理論上モ實際上モ尙無理ニシテ實體關係統一ノ目途ノ
 下ニ於テノミ之ガ形式的表現タル戶籍ノ移轉ヲ考フベキモ
 ノノ如シ。況ンヤ移籍ハ身分法上複雜ナル問題ヲ伴フノミ
 ナラズ、民族政策ノ根本ニ關スル重大問題ヲ包藏スルニ於
 テハ單ニ司法問題トシテ之ヲ處理スルコトヲ得ズ
 2、朝鮮人及臺灣人ノ内地ヘノ移籍ニ條件ヲ附シ許可ヲ必要ト

内務省

規格 B. 5

スル考ヘ方ハ後者ニシテ、言語、風習、思想、感情等ノ内
 地人化セル特定ノ朝鮮人及臺灣人ニ付戶籍法上モ内地人化
 ヲ認メントスルモノナリ。此ノ考ヘ方ハ其ノ根底ニ於テハ
 内地人ト朝鮮人及臺灣人トヲ區別シ兩者ノ混淆ヲ峻拒セン
 トスルモノナリ、外國人ノ歸化ト比較スルガ如キ明カニ之
 ナリ、此ノ考ヘ方ニ依レバ移籍ハ單純ナル戶籍上ノ手續問
 題ト考ヘルコト能ハズシテ、其ノ許可モ身分法上ノ法律關
 係ヨリモ寧ロ別箇ノ考慮ヲ必要トシ、内務省ノ所掌ニ於テ
 地方長官ヲシテ處理セシムルヲ適當トス
 二、移籍ハ戶籍ニ關スル單純ナル手續上ノ問題トハ考ヘ難ク、民族
 ノ混淆、同化乃至純粹保持等ニ關スル根本問題ヲ包藏シ、朝鮮
 人及臺灣人ニ對スル民族政策並ニ日本民族ノ將來ニ關スル長久
 ノ方策ノ根本ニ關スルモノナリ
 從テ手續的便宜の措置トシテ輕卒ニ處理スベキテハ無ク之ニ付
 テハ朝鮮人及臺灣人ノ種類ノ資質、人口、増殖力、順應力、同

内務省

規格 B. 5

化力等ヲ内地人トノ對比ニ於テ慎重檢討シ民族統治ノ大本ニ鑑
 ミルヲ要ス

三 朝鮮及臺灣ニ於テハ民法ノ親族及相續ニ關スル規定未ダ適用ナ
 ク夫々慣習ニ依ルコトトセラレ、内地人トハ身分法上ノ法律關
 係ヲ異ニス。從ツテ之ガ形式時表現タル戶籍ノ移轉ヲ實體關係
 ヨリ引離シテ單純ニ考ヘ輕卒ニ措置スルコトハ嚴ニ慎ムヲ要ス
 移籍ニ伴ヒ身分法上ニ重大ナル影響ヲ及ボシ複雜ナル法律關係
 ヲ招來スルヲ以テ此等ノ法律關係ヲ明瞭ナラシメ之ニ對スル處
 置ヲ慎重ニ考究セザルベカラズ

四 移籍ハ眞ニ皇民化ガ徹底シ内地人ト名實共ニ擇フ所ナキニ至レ
 ル朝鮮人及臺灣人ニ對スル戶籍上ノ處遇トスレバ、之ガ許可方
 針ハ極メテ慎重ナルヲ要ス。而シテ許可方針ヲ如何ニ定ムルカ
 其ノ寬嚴ハ極メテ重要ナル問題ヲ孕ムモノト豫想セララル

ノ、若シ國籍法ニ準ジ形式的要件ヲ法定シ置キ之ヲ具備スレバ
 概ネ許可スルモノトスレバ恐ラクハ忽チニシテ數十萬ノ朝

内務省

規格 B. 5

鮮人及臺灣人ノ移籍方行ハルベク、内鮮人及内臺人間ニ重
 大ナル混淆紛亂ヲ生ジ指導取締上種々困難ナル問題ヲ生ズ

又逆ニ形式的要件ヲ具備シ且眞ニ皇民化ノ徹底セル者ニ付
 テノミ限定的ニ之ヲ許可スルモノトスレバ歸化ノ不許可ト
 ハ趣ヲ異ニシ、不許可處分ニ依リ差別待遇ヲ表面化スルコ
 トニ爲リ移籍ヲ法律上認メタルダケ却テ朝鮮人及臺灣人ノ
 處遇上好マシカラザル惡影響ヲ與フルモノト豫想セララル

五 移籍ニ關スル立法ハ戶籍移轉ノ自由ヲ内鮮、内臺相互間ニ認ム
 ルモノトスレバ格別、然ラズシテ許可ヲ條件トシ朝鮮人及臺灣
 人ノ皇民化ヲ公認スル結果タラシムルナラバ、觀念上内鮮人及
 内臺人ノ差別ヲ立法化スルモノトシテ、差別ノ撤回ヲ趣旨トシ
 ナガラ實ハ却テ差別ヲ家ノ制度トシテ法制化スル矛盾ヲ含ムモ
 シニ非ザルカ

六 現在制度上ノ處遇トシテハ内地ニ於テハ内鮮人及内臺人間ニ權

内務省

規格 B. 5

利義務共何ラノ差異ナキモ社會的生活的感情的ニ未ダ越ヘ難キ
溝ノ存スルコト否定スルコト能ハズ、而シテ其ノ溝ハ戶籍ノ
如何ニ依リ生ジタルモノニ非ズ又戶籍ノ如何ニ依リ超クシ得ル
モノニ非ズ。果シテ然ラバ其ノ溝ヲ戶籍制度ニ依リ解消セント
スル本件ニ依リテハ如何ナル效果ヲ期待シ得ルカ甚ダ疑問ナリ。
問題ハ戶籍ノ如何ニ非ラズ又戶籍ヲ以テ如何トモ爲シ能ハザル
コトヲ反省スル要アルベシ
七、外國人ノ歸化ヲ例證トシテ朝鮮人及臺灣人ノ移籍ヲ説ク者アル
モ、之ハ朝鮮人及臺灣人ヲ目シテ外國人ニ準ゼシムルモノト爲
ス奇怪ナル結果ト爲ラザルカ。而シテ又歸化人ハ假令戶籍ヲ等
シウスルトモ容貌言動自ラニ日本人ト異リ何人モ其ノ本來ノ相
本人ナルコトヲ認メザルベク而モ克ク和合一心ヲ致ス。朝鮮人
及臺灣人ハ嚴トシテ同胞ナリ。而シテ籍ヲ移シ本來朝鮮人又ハ
臺灣人タルコトヲ隱匿スルニ非ザレバ眞ニ和合ヲ致シ難ク處遇
ニ缺クル所アリト爲スハ甚ダ論理ヲ通ゼザルモノアルベシ。況

内務省

規格 R. 5

八、現在婚姻及縁組又ハ之ニ伴フ親族入籍若ハ引取入籍ニ依リテ朝
鮮人又ハ臺灣人ハ内地ノ家ニ入ルコトヲ得。即チ必要ナル部面
ニ於テハ夙ニ自然ニ内鮮人及内臺人間ニ交渉融合ガ行ハレツツ
アリ。之ハ一面ニ於テハ全面的ノ移籍ヲ認ムル論據ト爲ルガ如
キモ、社會的實際的結合ノ戶籍法上ノ整理ニ過ギザルモノニシ
テ、却テ戶籍ノ如何ハ社會生活關係トハ何等關係ナキコトヲ示
スモノナリ
九、朝鮮人及臺灣人ノ内地移籍ニ關聯シテ内地人ノ朝鮮及臺灣移籍
ノ問題アリ。移籍ヲ轉籍ノ如ク單カキ手續上ノ問題トスレバ
内地人ノ移籍モ或ハ可ナラン。身分關係ニ重大ナル影響ヲ及ボ
スコトヲ留意スル要アリ。然シ乍ラ朝鮮人及臺灣人ニ付許可ヲ
要スルモノトシ内地人化ヲ要件トシテ之ガ移籍ヲ認ムルナラバ
内地人ノ朝鮮及臺灣ヘノ移籍ハ之ヲ認ムルコト能ハズ。

内務省

規格 R. 5

郷ニ入りテハ郷ニ從フハ可ナランモ内地人ノ朝鮮人化又ハ臺灣人化ハ果シテ之ヲ認メテ可ナルカ、皇民化ノ精神ニ出ヅル立法ナラバ之カ逆行ハ認ムベキニ非ザルベシ（尙内地ニ移籍セル者ノ朝鮮又ハ臺灣へノ復籍、内地ノ籍ノ剝奪ノ問題モアルベシ）

内務省

規格 B. 5

朝鮮人及本島人ノ内地移籍ニ關スル件（昭一九二一、一四）
一 移籍ハ本人ノ願出ニ依リ地方長官之ヲ許可スルモノトスルコト
二 移籍ハ内地ニ一定ノ住居ヲ有スル者ニシテ生活ノ基礎安定シ言語風習其ノ他一般生活状態内地人ト徑庭ナキ程度ニ達シ且將來内地ニ永住スル意思ヲ有スルモノニ限り許可スルモノトスルコト
三 移籍許可ノ條件ハ概ネ左ノ如キモノトスルコト

- 一 引續キ五年以上内地ニ住所ヲ有スルコト
 - 一 滿二十年以上ニシテ能力者ナルコト
 - 一 獨立ノ生計ヲ營ムニ足ルベキ資産又ハ技能ヲ有スルコト
 - 一 内地人ト異ラザル日常生活ヲ營ミ且内地ニ永住スル意思ヲ有スルコト
- 左ニ掲グル者ハ前項第一號ノ條件ヲ具備セザルモ引續キ三年以

内務省

規格 B. 6

上内地ニ居所ヲ有スレバ足ルモノトスルコト

一 父又ハ母ノ内地人タリシ者

一 妻ノ内地人タリシ者

一 内地ニ於テ生レタル者

前二項ノ條件ヲ具備セザル者ト雖モ官吏ニ任用セラレタル等特別ノ事情アル者ハ府縣知事ノ許可ヲ得テ移籍シ得ルモノトスルコト

四 家族ハ戸主ノ同意ヲ得ルニ非ザレバ移籍スルコトヲ得ザルモノトシ尙其ノ家ヲ去ルコトヲ得ザル者ハ法定ノ推定戸主相續人トハ移籍スルコトヲ得ザルモノトスルコト

五 家族ガ移籍スルモノトキハ一家ヲ創立スルモノトスルコト

移籍ヲ許可セラレタル者ノ妻及未成年ノ子ハ夫又ハ父若ハ母ト共ニ移籍スルモノトシ其ノ他ノ親族ハ三ノ手續ヲ經ルニ非ザレバ移籍スルコトヲ得ザルモノトスルコト

内務省

規格 B. 5

(備考)

移籍ニ依リテ身分法上ノ地位ニハ影響ヲ及ボサザルコト

(移籍者ト朝鮮又ハ臺灣ニ於ケル者トノ關係ハ共通法ニ依リ律セララルモノトス)

内務省

規格 B. 5



二二二
大正三年

朝鮮人及本島人ノ内地移籍ニ關スル件（昭一九一、一六）
方 針

内地ニ一定ノ住居ヲ有スル朝鮮人及本島人ニシテ生活ノ基礎安定シ言語風習其ノ他一般生活状態内地人ト在廉ナキ程度ニ達シ且將來内地ニ永住スル意思ヲ有スルモノハ左ノ要領ニ依リ内地ニ移籍スルコトヲ得ルモノトス

要 領

- 一 移籍ハ本人ノ願出ニ依リ地方長官之ヲ許可スルモノトスルコト
 - 二 移籍許可ノ條件ハ左ノ如キモノトスルコト
 - 一 引續キ三年以上内地ニ在所ヲ有スルコト
 - 一 滿二十年以上ニシテ能力者ナルコト
 - 一 獨立ノ生計ヲ營ムニ足ルベキ資産又ハ技能ヲ有スルコト
 - 一 内地人ト異ラザル日常生活ヲ營ミ且内地ニ永住スル意思ヲ有スルコト
- 前項ノ條件ヲ具備セザル者ト雖モ特別ノ事情アル者ハ府縣知事ノ許可

ヲ得テ移籍シ得ルモノトスルコト

三 家族ハ戸主ノ同意ヲ得ルニ非ザレバ移籍スルコトヲ得ザルモノトシ尙其ノ家ヲ去ルコトヲ得ザル者（法定ノ推定戸主相續人）ハ移籍スルコトヲ得ザルモノトスルコト

四 家族ガ移籍スルトキハ一家ヲ創立スルモノトスルコト

移籍ヲ許可セラレタル者ノ妻及未成年ノ子ハ夫又ハ父若ハ母ト共ニ移籍スルモノトシ其ノ他ノ親族ハ二ノ手續ヲ經ルニ非ザレバ移籍スルコトヲ得ザルモノトスルコト

前項ニ依リ移籍セザル家族ハ一家ヲ創立スルモノトスルコト

（備考）

移籍ニ依リテ身分法上ノ地位ニハ影響ヲ及ボサザルコト

（移籍者ト朝鮮又ハ臺灣ニ於ケル者トノ關係ハ共通法ニ依リ律セザルモノトス）

大日本帝國政府

朝鮮人及本島人ノ内地移籍ニ關スル件(昭二九一六一六)

方針

内地ニ一定ノ住居ヲ有スル朝鮮人及本島人ニシテ生活ノ基礎安定シ言語風習其ノ他一般生活狀態内地人ト徑庭ナキ程度ニ達シ且將來内地ニ永住スル意思ヲ有スルモノハ左ノ要領ニ依リ内地ニ移籍スルコトヲ得ルモノトス

要領

- 一 移籍ハ本人ノ願出ニ依リ地方長官之ヲ許可スルモノトスルコト
- 二 移籍許可ノ條件ハ概ネ左ノ如キモノトスルコト
 - 一 引續キ三年以上内地ニ在所ヲ有スルコト
 - 一 滿二十年以上ニシテ能力者ナルコト
 - 一 獨立ノ生計ヲ營ムニ足ルベキ資産又ハ技能ヲ有スルコト
 - 一 内地人ト異ラザル日常生活ヲ營ミ且内地ニ永住スル意思ヲ有スルコト

大日本帝國政府

前項ノ條件ヲ具備セザル者ト雖モ特別ノ事情アル者ハ府縣知事

ノ許可ヲ得テ移籍シ得ルモノトスルコト

三 家族ハ戸主ノ同意ヲ得ルニ非ザレバ移籍スルコトヲ得ザルモノトシ尙其ノ家ヲ去ルコトヲ得ザル者(法定ノ推定戸主相續人)

ハ移籍スルコトヲ得ザルモノトスルコト

家族ガ移籍スルトキハ一家ヲ創立スルモノトスルコト

四 移籍ヲ許可セラレタル者ノ妻及未成年ノ子ハ夫又ハ父若ハ母

ト共ニ移籍スルモノトシ其ノ他ノ親族ハ三ノ手續ヲ經ルニ非ザレバ移籍スルコトヲ得ザルモノトスルコト

前項ニ依リ移籍セザル家族ハ一家ヲ創立スルモノトスルコト

(備考)

移籍ニ依リテ身分法上ノ地位ニハ影響ヲ及ボササルコト

(移籍者ト朝鮮又ハ臺灣ニ於ケル者トノ關係ハ共通法ニ依リ律セララルモノトス)

大日本帝國政府

朝鮮に於ける相續慣習に付て

管理局民政課

大日本帝國政府

朝鮮に於ても民法は朝鮮民事令第一條に於て依用され適用される譯であるが朝鮮人の親族相續に關しては同令第十一條に依り別段の規定あるものを除く外民法に依らず慣習に依る事となつて居り相續に關しては同條但書に依り相續の承認及び財産の分離に關する規定のみが民法の適用を受け殆んど慣習に依る事になつてゐる以下判例、舊慣報告書等を基礎として朝鮮人の相續慣習の概略を述べる。

舊慣調査報告に依れば從來朝鮮に於ける相續には祭祀相續、財産相續及戸主相續の三種がある

(一)祭祀相續とは其の家に於ける祖先の祭祀者たる地位を承繼するもので長子孫即ち長男若くは長男系の長男孫が祭祀者たる地位に立ち若し其の地位に立つ子孫なきときは養子を爲してその斷絶を防ぐこととして居る、併し一家を創立した者及分家を爲した者は其の家に祀るべき祖先なきを以て祭祀者たる地位に在らざること素より言ふを俟たぬ、隨て其の家を繼ぐ者は單に先代

大日本帝國政府

の祭祀者となるのみで祭祀の承継を爲すことなきも（祭祀承継者も又同時に其の先代の祭祀者となること勿論である）朝鮮では之を併せて奉祀（奉祀の語は寧ろ奉祀者となるの意義に用ひられる）と稱し其の觀念及慣習は全く同一である

(二) 財産相續は死者の遺産の承継で、死者が祭祀者たる場合には祭祀相續と同時に財産相續行はれ其の相續を爲す者は祭祀相續人のみに止まらず被相續人の他の卑屬も亦其の一部を承継する殊に祭祀相續人なき場合には祭祀相續行はれざるに拘らず被相續人の母又は妻に於て一時遺産を承継する慣例がある、而して被相續人が一家を創立した者又は分家を爲した者なる時は祭祀相續なしと雖も奉祀と同時に財産相續が行はれる

(三) 戸主相續は戸主たる地位の承継で祭祀相續を爲す者は同時に戸主の地依を承継するが祭祀相續人たる者の無き場合には亡既婚戸主に死後養子を爲す迄被相續人の母又は妻に於て一時戸主となり遺産を承継し祭祀を攝行する

大日本帝國政府

又朝鮮に於ては既婚の男子が死亡した場合には其の者が家族であつても必ず祭祀者を定め若し遺産あるときは祭祀者となる者及其の他の卑屬が之を承継し、祭祀者となることを奉祀と稱し其の觀念及慣習は戸主たる男子死亡の場合と異ならず而して其の死者が長男なると次男以下の者なるとに因り區別はない以上の如く従來朝鮮に於ける相續は、戸主相續及財産相續に止まらず別に祭祀相續があり而も従來祭祀相續は相續中最も主要な地位を占め祭祀を相續する者は同時に戸主となるが戸主となる者は必ずしも祭祀承継者とならず一家の系統は祭祀相續者に依つて連續し戸主であつても女子は家系の世代に加へず、殊に相續以外に相續と觀念及慣習を同じうする場合（前述の家族たる既婚男子の死亡の場合）がある

元來民法のなかでも特に親族法、相續法は習俗的な内的生活に深い關係を持ち、傳統的な色彩が濃厚であるから朝鮮民事令は其の必要と認められた範圍に於て民法を適用することを避けて、從

大日本帝國政府

前のまゝに慣習法に依らしめたのであるが慣習法たる以上、其れは社會の必要に應じて徐々に進展し時代と共に推移することは歪み難い

斯くて高等法院は、朝鮮に於ける戸主相續及財産相續の制度が確立するに伴ひ此の兩制度を他にして宗孫なるが爲に享受し得る特殊の權利、利益は全くなつたと云ふ理由で、祭祀相續の觀念は單に先代を奉祀し祖先の祭祀を奉告すべき道義上の地位を承繼することを意味するのみで法律上祭祀相續を認めざるに至つた（昭和八年三月三日高等法院民事部判決參照）

従つて朝鮮に於ける現行相續制度は戸主相續及財産相續の二種なるも、民法の家督相續及遺産相續の概念とは著しく趣を異にす、唯戸主相續人は戸主たる地位を承繼すると共に財産相續人として前戸主に屬した財産上の權利義務を承繼するから家督相續人に對比することが出来るが尙民法に比較し著しく異なる點は親族慣習に於ける（一）異姓不養（二）同姓不娶（三）死後養子制度等と共に

大日本帝國政府

に、相續慣習に於ては（一）相續順位に付て男系主義であること従つて女子の地位が低いこと（二）既婚、未婚の區別が判然としてゐること（三）遺産の承繼は祭祀者となる場合に於ても常に分配主義であること（尤も祭祀者となる者は分配率多く通常 $\frac{2}{3}$ 乃至 $\frac{1}{2}$ である）等である

又朝鮮に於ける財産相續と民法の遺産相續を對比するに何れも財産の相續たる點に於て同一であるが遺産相續は家族死亡の場合のみで戸主死亡の場合には認めないが（此の場合には家督相續）朝鮮に於ける財産相續は家族死亡の場合の外戸主死亡の場合にも生ずる相續で此の點互に異なる、殊に朝鮮に於ける財産相續は被相續人死亡の場合のみならず戸主の更迭又は其の地位を去るに因つて財産相續の開始することあり（女戸主が其の家に養子を爲し又は出嫁した場合）其の名稱に付ても二者を區別する必要がある

以上朝鮮に於ける相續慣習の概要を民法と對比して述べたが尙

大日本帝國政府

朝鮮人の家族制度と民法の家族制度との相異點の詳細を附記する

大日本帝國政府

朝鮮人の家族制度と民法に定ムル家族制度との相違點
第一 家ノ設立ニ付テ

(一) 分家

朝鮮ニ於テハ女子ハ分家ヲ爲スコトヲ得ズ又民法ニ於テハ分家者ノ直系卑屬ハ隨伴入籍セズ民法九百七十二條トノ關係上分家者ハ分家ノ際戸主ノ同意ヲ得テ自己ノ直系卑屬ヲ分家ノ家族ト爲シ得ル旨ノ規定ヲ設ケアルモ朝鮮ニ於テハ分家者ノ直系卑屬ハ當然之ニ隨ヒテ其ノ家ニ入ル

(二) 一家創立

朝鮮ニハ離籍、復籍拒絶ノ制度ナク又國籍法モ施行セラレザルヲ以テ之等ニ關係スル一家創立ノ制度ナシ

第二 家ノ消滅ト再興ニ付テ

(一) 民法ニ於テハ絶家ノ時期明確ナラザルモ朝鮮ニ於テハ明ニ定メラル即チ戸主ヲ失ヒタル家ニ付死後養子ヲ爲スベキモノニ非ザルトキハ直ニ絶家ト爲リ然ラザルトキハ死後養子定マラズシ



大日本帝國政府

テ三年ヲ經過セルトキハ絶家ト爲ル
(二) 朝鮮ニハ現在廢家ノ制度存セス
(三) 廢絶家ノ再興ハ再興者ガ再興セラルベキ家ノ最後ノ既婚亡男
戸主ノ死後養子ト爲ルコトヲ要ス、從ツテ縱令親族ト雖死後養
子縁組ニ付定メラレタル一定ノ身分ヲ備フルコトヲ要シ又此ノ
身分ヲ備フル者ハ親族ニ非ストモ之ヲ再興スルコトヲ得(一ノ
死後養子ノ説明參照)

第三 戸主ニ付テ

(一) 戸主權

- (1) 家族ノ婚姻又ハ養子縁組ニ對スル戸主ノ同意ハ絶對的要件
ニシテ之ヲ缺クトキハ無効トス從ツテ民法ニ規定セラルル如
キ此ノ同意權ニ伴フ離籍權及復籍權拒絶權存セス
- (2) 家族ノ居所指定ニ伴フ離籍權モ存セス
- (3) 戸主ハ他家ノ戸主ノ同意ヲ得テ其ノ他家ニ在ル自己又ハ家
族ノ親族ヲ自己ノ家族ト爲ス權利アリ

大日本帝國政府

(4) 戸主ハ家族ニ對シ他ニ扶養義務者アルト否トニ拘ラス第一
順位ニ於テ之ヲ扶養スベキ義務アリ

(二) 戸主權ノ得喪

- (1) 戸主權喪失ノ原因トシテ女ガ戸主タル家ノ死後養子縁組ト
女戸主ノ出嫁等戸主ガ廢家スルコトナクシテ他ニ出家シ得ベ
キ場合ヲ認ム
- (2) 入夫婚姻及隠居ノ制度存セス

第四 家族タル身分ノ得喪ニ付テ

- (一) 國籍變更、離籍、復籍拒絶、廢家等ニ基因スルモノハ存セス
- (二) 庶子ガ父ノ家ニ入ルニハ戸主ノ同意ヲ要セス
- (三) 親族入籍ハ戸主ノ行爲ニシテ民法ニ規定スルガ如ク入籍者自
ラ之ヲ爲シ又ハ戸主ニ非サル者ガ他家ニ在ル自己ノ親族ヲ引取
ルガ如キコトハ之ヲ認メス

第五 戸主相續ニ付テ

朝鮮ニ於テハ相續ノ種類ハ戸主相續及財産相續ハ二種ニシテ家督

大日本帝國政府

相續ナルモノハ存セズ、然レドモ戸主相續人ハ戸主タル地位ヲ承
繼スルト共ニ財産相續人トシテ前戸主ニ屬シタル財産上ノ權利義
務ヲ承繼スルヲ以テ戸主相續人ハ之ヲ家督相續人ニ對比スルコト
ヲ得ベシ戸主相續ハ前述ノ如ク家督相續ト著シク趣ヲ異ニス、左
ニ其ノ要領ヲ略説ス

(一) 戸主相續ノ開始原因ニ付テ

(1) 戸主ノ出繼、女ガ戸主タル家ノ養子縁組、女戸主ノ出嫁等
ヲ認ム

(2) 民法ニ規定スル隠居、國籍喪失、女戸主ノ入夫婚姻又ハ入
夫ノ離婚等ハ朝鮮ニ於テハ存セズ

(二) 缺格事由ニ付テ

法定ノ推定戸主相續人タル養子ガ外國ニ往キテ音信ナク又所在
不明ナルコト數年ニ渉ルトキ及僧侶ト爲リタルトキヲ缺格事由
トシテ認ム

(三) 戸主相續人ノ順位ニ付テ

大日本帝國政府

(1) 朝鮮ニ於テハ戸主相續人ハ法定戸主相續人ノミニシテ民法
ニ規定セララルル如キ指定家督相續人、選定家督相續人ニ對比
スベキモノハ存セズ、唯戸主死亡シ男子ナキ場合ニ於テ一定
ノ身分ヲ有スル者ガ死後養子ヲ選定シ家ヲ繼ガシムル慣習ア
ルモ其ノ選定ハ養子ノ選定ニシテ戸主相續人ヲ選定スルモノ
ニ非ズ、死後養子ハ亡戸主ノ養子ト爲ル結果戸主ト爲ルモノ
トス

(2) 戸主相續人ノ順位ヲ定ムルニ當リテハ必ズシテ前戸主ヲ基
準トスルコトナク其ノ家ノ最後ノ^{家督}男戸主ヲ基準トシテ戸主
相續人ノ順位ヲ定ム、從ツテ前戸主ガ未婚ノ男戸主ヲ基準ト
シテ戸主相續人ノ順位ヲ定ム、從ツテ前戸主ガ未婚ノ男戸主
又ハ女ナルトキハ其ノ者ニ付テ前戸主相續人ヲ定ムルコトナク其
ノ前ノ既婚亡男戸主ニ付テ前戸主相續人ノ順位ヲ定ム之未婚男子
又ハ女ハ祭祀繼承上世代ニ數ヘサルヲ以テナリ又戸主ノ長男
ガ既婚者ナルトキハ戸主ニ先ツテ死亡スルモ之ヲ世代ニ數ヘ

大日本帝國政府

戸主ニ付テハ最早之ヲ基準トシテ相續人ヲ定ムルコトナク亡長男ヲ基準トシテ相續人ノ順位ヲ定ム、從ツテ亡長男ニ男子ナキ場合ト雖次男以下ノ衆子ハ相續人タルコトヲ得ズ亡長男ニ死後妻子ヲ爲シ相續人タラシム

(9) 戸主相續ハ男子相續ヲ本義トス、女子ハ男子ナキ場合ニ於テ相續人ト爲ルコトアルモ已ムヲ得サル例外トジテ一時相續人タルニ過ギズ亡男戸主ニ死後妻子ガ選定セラルルトキハ選定ト同時ニ戸主ノ地位ヲ去ル、又前述ノ如ク女戸主ニ付テハ之ヲ基準トシテ相續人ヲ定ムルガ如キコトナシ

民法ニ於テモ直系卑屬タル女子ハ男子ナキ場合ニ於テ家督相續人ト爲ルコトヲ認メ被相續人ノ母、配偶者、姉妹等モ相續人タル場合アルモ之終局的相續ニシテ一時的ノモノニ非ズ

(4) 戸主相續ハ直系卑屬タル男子ノ相續ヲ本義トス民法ニ於テモ直系卑屬タル男子ヲ第一順位ノ相續人トシテ認ムルモ第二順位以下ノ相續人ハ其ノ範圍頗ル廣ク何等ノ緣故ナキ他人ス

大日本帝國政府

ラ家督相續人ト爲リ得ルコトヲ認ム朝鮮ニ於ケル男子ノ相續ハ必ズ最後ノ既婚男戸主ノ直系長男子孫タルコトヲ要シ戸主死亡シ實男子ナク生前養子、遺言養子モナキトキハ亡男戸主ニ死後養子縁組ヲ爲シ死後養子トシテ戸主相續人タラシム從ツテ戸主ノ兄弟、兄弟ノ姪、既婚亡長男ノ弟ノ如キ者ハ男子ナキ場合ト雖其ノ身分ニ於テハ戸主相續人ト爲ルコトナク唯戸主又ハ亡長男ノ養子ト爲リタルトキニ於テ戸主相續人ト爲リ得ルニ過ギズ殊ニ死後養子縁組ノ場合ニ於テハ死後養子ト爲ル者ハ亡養親ト一定ノ身分關係アル者ニ限ラルルヲ以テ其ノ範圍頗ル狭シ此ノ原則ニ對スル例外ハ前述ノ如ク女子ガ一時相續ヲ爲ス場合ニ於テ認メラルルニ過ギズ

(5) 女子相續人ノ順位ハ亡既婚男戸主ノ直系卑屬中最モ親等遠キ者ヲ先ニシ配偶者尊屬ニ次キ直系卑屬ハ最終順位タリ民法ノ如ク直系卑屬ヲ第一順位トシ配偶者、姉妹ハ直系尊屬ニ先チ又直系尊屬間ニ於テハ親等ノ近キ者ヲ先ニスルトハ著シク

大日本帝國政府

相違セリ
朝鮮ニ於テハ推定戸主相續人廢除ノ制度存セス

管理局

大日本帝國政府

臺灣に於ける相續慣習について (管理局民政課)
臺灣に於ては民法は「民事ニ關スル法律ヲ臺灣ニ施行スルノ件」
（大正十一年勅令第四百六號）を以て施行されてゐるが「臺灣ニ
施行スル法律ノ特例ニ關スル件」（大正十一年勅令第四百七號）
第五條に依り本島人のみの親族及相續に關する事項に付ては民法
第四編及第五編の規定を適用せず別に定むるものを除く外慣習に
依ることになつて居り現在相續に關する特別規定として相續未定
地整理規則（明治四十四年律令第三號）があるのみである。
本島現時の親族、相續、慣習は領臺當時より存するものと領臺後
新に生じたものとを内容としてゐるが領臺當時の慣習も時代の進
歩と共に漸次其の内容に變化を生じ現在に於ては民法の親族編、
相續編の規定に著しく接近して來て居り新慣習に於ては勿論民法
の規定と大體其の内容に於て變るところがない状態で臺灣に於け
る判例が意識的に本島人の親族、相續、慣習を民法に近付けつゝ

大日本帝國政府

ある傾向を明瞭に看取し得る。
併し臺灣本島人の親族、相續、慣習が全く民法の規定と一致した
のでないから尙民法の規定を條理として適用する場合がある事勿
論である。
以下相續慣習に付て殊に民法と異なる點に重點を置き略記する。
本島の相續制度を説明するに當り先づ其の法源である支那法の相
續制度を簡単に語る必要がある。
支那の相續には「家長たる地位の承繼」「封爵承繼」「宗祧承繼」
及「財産承繼」の四種があつて、本島には右の中「財産承繼」の
制度のみが行はれた様である、尤も一部には「宗祧承繼」(嫡長
子孫が父祖の祭祀を世々相承くる制度で民法の家督相續に酷似す
る)制度も本島に行はれたのであるが財産相續の制度が分頭相續
の關係で事實上相續人が共同して祖先の祭祀を行ふ爲嫡長子孫が
祭祀を行ふことを目的とする宗祧承繼制度は次第に衰微して無き
に等しきものとなつたとする説もある。

大日本帝國政府

ところが本島領有後の明治三十九年一月戸口規則が施行せられて
家の組織の變革が行はれ其の結果戸主權が認めらるゝ様になり、
次で昭和五年には「戸主相續ノ慣習」を判例で認めるに至つた。
戸主相續は戸主の戸主權喪失を原因として一人のみ之を相續する
こと民法と同様である。
從來本島の相續慣習は前述の如く財産相續のみで、其の財産相續
には「家産承繼」と「私産承繼」との二つがあつた即ち「家産」
とは家に屬する財産を謂ひ、家祖の死亡によつて相續が開始し「
私産」とは家族に屬する財産で家族の死亡により相續が開始する
事になつてゐる。
ところで現在では前述の通り戸主相續の新慣習が生じたので本島
人の相續には(一)戸主相續と(二)財産相續があることになり財産相續
も戸主相續の影響を受け家祖の死亡で開始した家産相續が「戸主
權喪失」を原因として開始する事となり私産相續の開始原因には
變りはない。

大日本帝國政府

以上の次第で從來の家産相續、私産相續の稱呼も今日では前者を「戸主權喪失に因る財産相續」後者を「家族の死亡に因る財産相續」とするのが妥當である、尤も戸主相續と戸主權喪失に依る財産相續とは同時に行はれ不可離の關係にあるも兩者は各獨立したるものと觀念するを妨げない、此の點民法の家督相續が戸主權及財産權を包括した一個の相續なると趣を異にする。

「家族の死亡に因る財産相續」は民法の遺産相續と大體同様である、併し現行相續慣習中民法の相續と異なる最大の點は「家族の死亡に依る財産相續」は勿論「戸主權喪失に依る財産相續」も「分頭相續」即ち共同均分相續主義を慣習としてゐる事である、従つて財産相續には相續人各自の應得財産を分配決定する「財産闡分」の契約があり又家産闡分の際家産の一部を以て相續人が共同して祖先の祭祀を營む爲に「祭祀公業」を設定したり生存の父母（又は祖父母）の生活費を支辨する爲家産の一部を抽出し父母の應得分となす「養贍財産」なる制度がある。尤も遺産の一部は被相續

大日本帝國政府

人の意思に依り生前又は遺言に依り贈與し得る事民法と同様であるが財産分離、遺留分等に就ては慣習又は判例の見るべきものが多い。

要するに本島の相續制度は領臺前後の幼稚時代から幾變遷を経て今日の改善進歩時代に入り略々民法に接近するに至つたが尙未だ家の觀念に於て民法より遙かに稀薄で相續制度全體から觀ても尙其の内容不充分で未だ完全の域に達してゐない状態である

（備考）尙闡分に關しては別途附録に其の概要を記す

大日本帝國政府

關分ノ概要

關分トハ家産（家族ノ特産財産ニ非ザル家祖ヨリ順次承繼シタル財産即チ現時ニ於ケル戸主權ノ喪失ニ因ル相續財産ヲ指稱ス）ノ分割契約テ舊慣調査會ノ報告ニ依レバ要スルニ關分トハ家産ヲ抽籤ニヨリ分割スルノ謂ニシテ先ツ承繼人ノ分得率即チ股分ヲ定メ次ニ財産ノ評價ヲ爲シ之ヲ各股分ニ平等ニ割當テ最後ニ抽籤ヲ實行スルノ三段ノ形式ヲ踏ムモノトス

(一) 股分ノ協定 承繼人ガ各同額ノ財産ヲ分得スヘキトキハ股分ハ承繼人ノ數ニ一致スヘント雖其ノ等額ニ等差アルトキハ先其ノ分數ヲ算出セサルヘカラス例ヘハ承繼人三人アリ其ノ内長房ガ次房ノ二倍ヲ得ルトキハ分數ハ之ヲ四トシ長房ハ其ノ二分次房三房ハ各一分宛ヲ得ヘク其ノ内ニ早亡者或ハ螟蛉子アリテ他子ノ半額ヲ受ケタリトセハ分數ヲ五トシ早亡者又ハ螟蛉子ハ其ノ一分ヲ他子ハ各二分宛ヲ得ヘキカ如シ

(二) 家屋ノ評價並ニ割當 家産ヲ分割スルニ當リ公業又ハ養贍業ヲ設

大日本帝國政府

定シ或ハ長孫額功勞額等ヲ置キ其ノ他贈與ヲ爲サントスルトキハ此等ノ財産ヲ定メ家産中ヨリ抽出シテ分割以外ニ置キ而シテ分割スヘキ財産ヲ確定スルコトヲ要ス

分割スヘキ財産ヲ確定シタルトキハ被承繼人又ハ承繼人ハ立會人ト協議ヲ遂ケ

(イ) 田園ハ收納スヘキ租谷ニ依ル若シ租谷ノ定テキトキハ適宜ニ其ノ價格ヲ定ム

(ロ) 厩屋ハ其ノ構造及所在地ノ如何ニ依テ時價ヲ定ム若シ店舗ナルトキハ前後ニ分テ之ヲ算定ス

(ハ) 承典ノ田園家屋ハ他日出典者ニシテ贖回スルトキハ原典價ヲ受取ルヘキヲ以テ豫メ現在ノ租谷又ハ價格中ヨリ贖回ニ因テ減損スヘキモノヲ控除シ以テ其ノ價格ヲ算定ス

(ニ) 債權モ亦他日完全ナル辨濟ヲ受クルコトヲ得スシテ意外ノ損失ヲ被ムルコトアルヘキヲ以テ其ノ債權ノ額ニ依ラス多少減額シテ評價スルヲ例トス

大日本帝國政府

(A) 家産中ニ債務アル場合ハ

(A) 或ル承繼人ニ於テ之ヲ負擔シ其ノ負擔額ニ相當スル財産ヲ均分以外ニ取得スルコトアリ

(B) 鬮分ノ際先一切ノ債務ヲ辨濟シ殘餘ノ財産ノミヲ分割スルコトアリ

(C) 若シ分割ノ際債務ニ付何等ノ取極メヲ爲シ居ラサルトキハ當然承繼人間ニ平等分割セラレ債主ニ對シテ連帶シテ其ノ責任スヘシ

ノ方法ニヨリ評價シ適當ニ按排シテ分割セルヲ徵トセリ

(三) 枯鬮 家財ヲ以テ各股分ニ割當テタルトキハ吉日ヲ選ビ各承繼人ハ親族及族長立會ノ上祖先ノ靈前ニ香燭ヲ奠シ鬮分ヲ爲スヘキ旨ヲ奉告シ各股ニ適當ノ符號ヲ附シ之ト同一ノ符號ヲ紙片ニ記シ拈リテ籤ト爲シ盆又ハ樽ニ入レ靈前ニ供シ承繼人ヲシテ其ノ私心ナキヲ誓ハシメ箸ヲ以テ其ノ籤ヲ取ラシメ其ノ抽出シタル籤ノ符號ニ該當スル股分ハ即チ其ノ相當人ガ應得スル財産ナリトシテ鬮分

大日本帝國政府

書ヲ作成シテ鬮分ヲ終ルモノナリ